

承認第14号

専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年11月1日提出

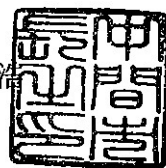
中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和4年10月14日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

中間市在住 女性 44歳

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和4年8月1日(月)午後4時頃

(2) 事故の発生場所

中間市土手ノ内一丁目24番付近

(3) 事故の状況

中間市道離駒5号線に隣接するアパートの出口付近にある側溝のグレーチングが曲がって側溝から浮き上がっており、車両が通過するとグレーチングが跳ね上がる状況であった。

事故当日、アパートから外出しようとして相手方車両がグレーチング上を通過した際に、グレーチングが跳ね上がり相手方車両下部にぶつかったため、マフラー等に損傷を与えた。

3 損害賠償の額

244,154円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。